

坂手港観光拠点施設整備事業における AI 観光案内システム設置等及びコンテンツ構築業務受託予定者選定審査会設置要綱を次のように定める。

令和 6 年 9 月 1 日

小豆島町長 大 江 正 彦

小豆島町告示第 90 号

坂手港観光拠点施設整備事業における AI 観光案内システム設置等及び  
コンテンツ構築業務受託予定者選定審査会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、坂手港観光拠点施設整備事業における AI 観光案内システム設置等及びコンテンツ構築業務受託予定者選定審査会（以下「審査会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第 2 条 坂手港観光拠点施設整備事業における AI 観光案内システム設置等及びコンテンツ構築業務（以下「本件業務」という。）の受託予定者を簡易公募型プロポーザル方式により選定するため審査会を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 企画提案書及びプレゼンテーションの評価
- (2) 受託予定者の選定
- (3) その他受託予定者の選定に関し必要と認める事項

(組織)

第 4 条 審査会は、委員 7 人以内をもって組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 庁内関係者
- (2) 地域の関係者
- (3) その他町長が特に必要と認める者

(委員長)

第 6 条 審査会に委員長を置く。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 委員長は、審査会を代表し、会務を総括する。

(運営及び会議)

第 7 条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(代理による出席)

第8条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、代理の者を定め、代わりに出席させることができる。

(書面会議)

第9条 前2条の規定にかかわらず、委員長は、やむを得ない理由により会議を開催する余裕がないと認めるときその他正当な理由があると認めるときには、書面による会議を開催することができ、事案の概要を記した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い合わせ、その結果をもって審査会の議決に代えることができる。

(設置期間)

第10条 審査会は、第2条に規定する設置目的を達成した時に解散する。

(審査会の公開)

第11条 会議は、原則公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるなど、特別な理由があると認めるときは、審査会に諮って会議を非公開とすることができる。

(公表事項)

第12条 審査会は、次に掲げる事項を町のホームページへの掲載により公表するものとし、必要に応じ報道機関への資料提供を行うものとする。ただし、審議の途中有る議事の詳細その他公表することにより今後の議事運営に著しい支障が生ずると認められる事項については公表しないことができる。

(1) 委員の氏名

(2) 審査会の開催

(3) 審査会における審議事項の概要及び資料

(報酬及び費用弁償)

第13条 委員及び第7条第4項に定める委員以外の者（以下「委員等」という。）が会議に出席したときは、国が定める謝金の標準支払基準（平成21年7月1日各府省等申合せ）及び小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年小豆島町条例第38号）の規定に準じて報酬及び旅費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、委員等があらかじめ受取を辞退した場合その他町長が適当でないと認めた場合は支給しない。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、商工観光課において処理する。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

この告示は、公布の日から施行し、第10条に規定する期間をもって効力を失う。